

松浦市監査委員公表第5号

監査の結果に係る措置状況の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年7月27日

松浦市監査委員 守山 秀利
松浦市監査委員 川下 高広

措置通知書

農業委員会事務局

指摘等を受けた事項	措置状況
<p>1.収入事務</p> <p>【指摘事項】</p> <p>ア.松浦市担い手農地集積促進借り手助成金を雑入で納入しているが、その返還については、松浦市担い手農地集積促進借り手助成金交付要綱第9条第4項において、「返還を求められた者は松浦市担い手農地集積促進借り手助成金返還申出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない」と定められているが、申出書の提出がなかった。</p>	<p>松浦市担い手農地集積促進借り手助成金の事務処理において、松浦市担い手農地集積促進借り手助成金交付要綱第9条第4項については、認識しておりましたが、主に農地貸借の合意解約があった場合に返還になるケースがほとんどで、その合意解約通知書をもって、返還処理を行っておりました。今後、様式である返還申出書の必要性を改めて見直すこととし、要綱改正を行います。</p>
<p>2.支出事務</p> <p>【指摘事項】</p> <p>ア.農業委員及び農地利用最適化推進委員の市外出張について、松浦市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則を算定根拠とすべきであるが、松浦市実費弁償条例を根拠として算定しているものがあつた。</p>	<p>農業委員及び農地利用最適化推進委員の市外出張に関する旅費の算定において、摘要欄に誤って松浦市実費弁償条例を根拠とした記載をしていたものです。課内で再発防止に向け、規則等を再確認し、適正な事務処理を行うよう周知徹底いたしました。</p>
<p>3.契約事務</p> <p>【指導事項】</p> <p>ア.見積結果報告が4月1日前となっているものがあつた。平成24年3月15日付24松会第182号通知「年度開始早々に締結する必要がある契約の準備事務について」において、施行伺(見積依頼含む)の起案・決裁、氏名通知の送付・予定価格調書の作成・見積書の徴取を準備事務の範囲として行うことができるとされている。通知に従い適正に処理されたい。</p>	<p>契約の準備事務通知が出ていたにもかかわらず、見積結果報告書の日付を3月の日付で作成していたものです。再度通知を確認し、適正な事務処理を行うよう周知徹底いたしました。</p>
<p>4.財産管理事務</p> <p>【指摘事項】</p> <p>【指導事項】</p>	
<p>5.庶務・文書管理事務</p> <p>【指摘事項】</p> <p>公印台帳に、「松浦市農業委員会長職務代理者印」が登録されていない。早急に登録されたい。</p>	<p>ご指摘の点については、公印台帳に登録いたしました。</p>
<p>【指導事項】</p> <p>ア.農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転登記嘱託についての起案文書に、処理の根拠として「市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則第3条第2項第3号の規定により」と記載されていたが、第3条は教育委員会の職員の事務の補助執行についての規定であり、正しくは第4条第2項第4号である。関係例規については再度確認されたい。</p>	<p>農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転登記嘱託について、誤った根拠規定を記載していたものです。再度、関係規定を確認し、適正な事務処理を行うよう周知徹底いたしました。</p>
<p>イ.農業経営基盤強化促進法に基づく農地売買の嘱託登記にかかる登録免許税分として収入印紙を購入しており、その領収書の宛名が「農業委員会」となっていたが、農業委員会の歳出予算から支出した履歴がなく、聞き取りを行ったところ、職員が私費で立替えて購入していたことが判明した。土地売買契約書では「登記に係る登録免許税については乙(買主)の負担とする」と記載されており、登録免許税分の収入印紙は買主が用意すべきものである。事務局職員による登記費用の立替えは適正ではないため改められたい。</p>	<p>農業経営基盤強化促進法に基づく農地売買の嘱託登記にかかる登録免許税分の収入印紙の購入については、今後、職員が立替えることなく、買主で購入いただくようにいたします。</p>